

園ふぁん

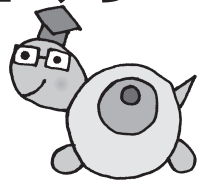
2012年
9月3日
No.265
月曜日送信

ようちえん川柳 これまでにあんふぁんで募集した先生部門の応募作品より

もういっかい!
子どもの願いは エンドレス
ペンネーム●なお吉

成立した「新こども園」関連3法、中身と今後はまだまだ不透明

いったいどうなるのか?と気をもんでいた「子ども・子育て新システム」関連法案は、三党合意によって「総合こども園」から「認定こども園の拡充」に看板を掛け替えて衆議院を通過し、2012年8月10日、参議院本会議で可決成立しました。そこで「新こども園」ともいえる制度の中身と今後の課題を幼稚園情報センターの片岡進さん(『月刊・私立幼稚園』編集長)にお聞きしました。



理念と原則を守った三党合意

たしかに看板は変わりましたが、中身は当初の政府案からさほど変わったわけではありません。ねじれ国会なので野党の同意がなければ法案は成立しません。そこで与野党修正協議が行われ3党合意ができました。自公は2006年にスタートさせた認定こども園制度を継続したいと考え、民主は新制度の基本線が守られればいいと考えました。結果、自公は名をとり、民主は実をとった形です。もともと「総合こども園」は「認定こども園の拡充」でもあったのですから、内閣府官僚の知恵で折り合いがつけられました。もちろん変わった点もあります。大きくは次の3つです。

- ①「総合こども園」は幼稚園、保育所をこども園制度に一本化するのを前提にしていたが、「認定こども園」では幼稚園、保育所の制度を将来にわたり継続する。
- ②「総合こども園」は母親の就労促進、日本の経済成長を第一に考えていたが、その意図が薄められ、子どもの生活、教育を優先する姿勢になった。
- ③学校教育体系(認可幼稚園)への株式会社参入がシャットアウトされ、幼保連携型認定こども園への株式会社参入がなくなった。

ただし③については、保育所型および地方裁量型認定こども園には株式会社の参入が認められ、保育所参入の間口も今より広がるので、職員採用の問題をはじめ保育事業界での学校法人、社会福祉法人、株式会社の三つ巴経営競争が激化すると思います。

19項目の付帯決議

看板の掛け替えで幼稚園教育の理念と原則は何とか守られた形ですが、補助制度や認可基準など、具体的中身が前の看板のと

きそのまま、「議論が足りない」と指摘し続けてきた問題点を引きずってしまうことになり、現場を預かる幼稚園、保育所の関係者にとっては困ったことです。そこで成立した新こども園関連法(「子ども・子育て関連3法」)には計19項目、2100字に及ぶ付帯決議が付けられました。「補助(給付)制度のあり方」から「ワークライフバランスの啓発」まで、どれも幼稚園、保育所団体の意見・要望を考慮して具体化するよう求めています。

最初にあげているのが補助制度で、「施設型給付は幼保間の公平性を図ること。子どもの数にかかわらず施設が存続できる配慮が不可欠」と訴えています。法律に盛り込まれた施設型給付は、子どもに対する直接補助を施設が代理受給する形なので、入園する子どもの数で補助総額が決まるドライな仕組みです。ある意味、公平とも言えますが、幼稚園と保育所の間では相変わらず必要以上の差が残っていますので、「子どもを預けて働きに出た方がお得」という意識を生みやすいですし、「とにかく子どもの数をたくさん確保しよう」という経営意識が強まることも心配されます。それに警鐘を鳴らしているのが1番目の付帯決議です。

加速する「こども園」への移行

これら付帯決議の重要課題を考慮すると、新こども園の中身はまだまだ不透明です。しかし「こども園時代」と言われる状況が加速したことは間違いありません。認定こども園制度の「拡充」では、「市町村のプレーキを外して認定こども園への移行をしやすくする」「幼保連携型以外の認定こども園にも相応の補助金を加算する」などが盛り込まれたので、現在911園の認定こども園が一気に増大することが見込まれます。また幼稚園設置基準をクリアできる社会福祉法人立保育所が一斉に連携型認定こども園に移行することも想定されます。

古き良き時代が遠ざかるのは寂しいことですが、この時代の変化を、幼稚園が脱皮し飛躍するチャンスととらえ、いつでも迅速に対応できる備えを進めてほしいと願っています。

情報大募集 園ふぁんへのご意見・ご感想をお寄せください。▶ファクス03(5216)9266

サンケイリビング新聞社が主体となり、園ふぁん読者の先生方からお預かりした個人情報は、当社が責任を持って管理し、プレゼントの発送、園ふぁんの記事作成のみに利用します。〈個人情報保護に関するお問い合わせ〉個人情報保護推進事務局 ☎03-5216-9191(祝日を除く月曜～金曜午前10時～午後5時) 当社の個人情報保護に関しては <http://www.sankeiliving.co.jp/profile/privacy.html> をご覧ください。